

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による審査請求人に対する令和5年12月8日付け補装具費支給申請却下決定処分（尼障第2123号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和6年2月9日付けで提起した審査請求（令和5年度審査請求第11号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年7月16日、処分庁に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条第1項の規定に基づき補装具費支給申請「電動車椅子（座位保持装置姿勢保持機能付車椅子との併給）」（以下「本件支給申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件支給申請に対する処分を行うに当たり、障害者総合支援法第76条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の8第1項に定めるところにより、兵庫県立身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）に意見を聴き、令和5年10月11日付けの更生相談所の判定結果に基づき、令和5年12月8日、本件支給申請を却下する本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年2月9日付けで、本件処分を取り消すとの決定を求めて本件審査請求を行った。
- 4 兵庫県は、電動車椅子支給判定について、「補装具・自立支援医療（更生医療）判定事務の手引き」（更生相談所作成）に、下記のように定めている。
 - （1）面接・診査

ア 社会的条件

- ・ 日常生活上、電動車椅子がどうしても必要かどうか。(あれば便利、介護の負担が軽減されるという理由では認められない。)
- ・ 電動車椅子を使うことについて家族の不安・反対はないか。
- ・ 誰が管理(充電・補修)するか。
- ・ どんな環境で使うか。(入所施設等の場合、施設管理者の了解が必要)

イ 身体的・医学的条件

- ・ 電動車椅子を使うことで、身体的・医学的問題は生じないか。障害を重くし悪化させないか。
- ・ 医学的にみて、電動車椅子を安全に走行させる能力があるか。
- ・ 電動車椅子以外の補装具や福祉制度で移動を効果的に行う方法はないか。

ウ 知的・心理的条件

- ・ 知的障害の有無(学齢児以上の能力のある人が対象)
- ・ 状況判断は的確にできるか。
- ・ 危機を回避する行動が適切にとれるか。

(2) 試乗テスト

身体障害者更正相談所敷地等において、電動車椅子の試乗テストを行い、安全に走行させる能力についての判断を行う。

(3) 支給判定

面接・診査及び試乗テストで、どの段階にも問題がないと判断した場合に限り、電動車椅子の支給は適当と判定する。

電動車椅子を安全に走行させる能力がないと判断した場合は、電動車椅子の支給は不適当という判定を行う。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求の理由として、次の点を挙げている。

- (1) 一人で過ごす際の自宅内の移動時や、ヘルパー以外の者と公共交通機関を利用し、外出する際に電動車椅子が必要である。
- (2) 電動車椅子が動かなくなり、一人で外出できず、家の中でも動けなくなってしまった。
- (3) 電動車椅子がないと、バンド活動等への参加が困難になり、社会から孤立してしまう。
- (4) 電動車椅子は自分の足であり、自分で動きたいし、行きたいところに行きたい。
- (5) 今まで電動車椅子に乗って、電車に乗ったりバスに乗ったりできていたのができなくなり、精神的な苦痛が生じている。
- (6) 電動車椅子があることで、ヘルパーの負担軽減につながる。

2 処分庁の主張

本件処分は、処分庁が、更生相談所の判定に基づき決定したものであるが、兵庫県においては、電動車椅子を支給する社会的条件の一つに「日常生活上どうしても必要な状況（あれば便利、介護の負担が軽減されるという理由では認められない）」というものがある。

本件は、令和5年4月10日付けで座位保持装置姿勢保持機能付き車椅子の支給決定をしていることに加え、「様式4 補装具費支給調査書（電動車椅子：新規及び再支給）」の「6 生活状況」にも「ヘルパー24時間常勤」との記載があるとおり、障害福祉サービスの重度訪問介護を令和5年10月1日時点で月622時間（うち移動介護95時間）、令和6年2月1日時点で月729時間（うち移動介護95時間）支給決定しており、常時ヘルパーの介護を受けているため、日常生活上どうしても電動車椅子が必要な状況ではない。よって、本件却下処分は適法かつ妥当である。

理 由

1 障害者総合支援法の適用について

障害者総合支援法第76条第1項は、補装具費の支給要件につき、「当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるとき」と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いていない。

このような障害者総合支援法の規定に照らすと、同法は、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となるべきである。

補装具支給の要否を判断するに当たり考慮すべき事情は、第一に障害者の身体の状態というべきであるが、当該身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれほど困難となっているかといった観点から、当該障害者の生活状況等についても考慮すべきである。

そこで、市町村が行う支給要否の決定が裁量権の範囲を逸脱濫用したものとして違法となるかどうかの判断は、当該決定に至る判断の過程において、これらの考慮事項を適切に調査せず、又はこれを適切に考慮しないことにより、上記の決定内容が、当該申請に係る障害者の身体の状態、年齢、職業、生活環境等の諸条件、その他の具体的な事情に照らして、障害者総合支援法の趣旨目的に反しないかどうかという観点から検討すべきである。（福岡地裁平成27年2月9日判決）

また、障害者総合支援法の基本理念（第1条の2）が、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」と規定していることを踏まえれば、地域社会における他の人々との共生という観点も重視して、裁量権の逸脱、濫用を検討する必要がある。

2 本件処分についての検討

上記を踏まえ、本件処分について検討する。

(1) 考慮事項を適切に調査し、又はこれを適切に考慮しているか。

本件処分を行うに当たり、処分庁は、障害者総合支援法第76条第3項及び同法施行規則第65条の8第1項に定めるところにより、更生相談所に意見を聴いている。

更生相談所は、令和6年6月28日付けの回答書（身相第1131号）によれば、「加齢からくる身体的困難性、安全性の減少等の事情が新たに発生したかどうかの検討はしていないが、電動車椅子の公費支給としての必要性が認められないと判断した」とのことである。そして、その判断の理由として、「①車椅子の工夫で対応できないか。②ヘルパー付で移動している。③2年間は乗らずに生活できている。」の3点を挙げている。

更生相談所が、「加齢からくる身体的困難性、安全性の減少等の事情が新たに発生したかどうかの検討はしていないが」としている点であるが、審査請求人に対しては、令和5年10月1日及び令和6年2月1日に訪問介護時間の増加支給がなされ、現在は常時ヘルパーの介護を受ける状態となっているため、審査請求人が電動車椅子を利用できない程度の身体の状態となっている可能性は否定できない。

兵庫県の電動車椅子支給判定基準の一つに、身体的・医学的条件として、「医学的にみて、電動車椅子を安全に走行させる能力があるか」とあり、障害者が走行ミスなどにより他者を加害するおそれも考慮に入れた基準であるといえる。

加えて、審査請求人は、昭和57年以降、40年以上にわたり、電動車椅子を利用しており、口頭意見陳述で「もう一度足をください。社会参加をもっとやりたいです。」と述べているように、電動車椅子はもはや審査請求人の体の一部にも等しいと考えられる。体の一部にも等しいと言える電動車椅子を変更するのであれば最低限、安全性の減少等の事情の判断をすべきである。

これに対し、更生相談所は、電動車椅子の公費支給としての必要性が認められないと判断した理由の1点目として「車椅子の工夫で対応できないか」を挙げている

が、これは、仮定条件を記載するのみで、実際に電動車椅子と車椅子を使い、試乗テストを行って比較をした事実はない。

また、更生相談所の判断の理由の2点目に挙げている「ヘルパー付で移動している」については、ヘルパーは単に移動の補助だけではなく、荷物を持つ、何かあったときの対応を行う等、多岐の支援を行う必要がある。事実、例えば平成10年2月18日付けの判定書では、操作能力について、詳細に記載がされているのに対し、今回の処分や意見に際し、処分庁及び更生相談所が試乗テストなどを行った形跡はない。実際に、審査請求人も、口頭意見陳述において、試乗テストは受けていないと述べている。

単に、ヘルパー付きで移動できるから、通常的車椅子でよいというのは、理由として不適切である。

さらに、更生相談所の判断の理由の3点目に挙げている「2年間は乗らずに生活できている」についてであるが、審査請求人によれば、これは「右肩を介護中に痛めてしまい、運転ができなかったことが何か月かあって、その間にコロナにもかかってしまい、その後遺症で体がだるく、頭痛がすることが1年くらい続いたためである。(令和6年7月12日付処分庁提出資料「資料9」)

そして、審査請求人によれば、回復したため、電動車椅子に乗ろうとしたところ、動かなかったので修繕を求めたところ、今回の処分に至ったとのことである。(口頭意見陳述)

とすれば、車椅子をいったんやめた状況と、その後の状況で、変化があるのか否かを再度確認する必要性が認められる。

(2) 障害者の身体の状態、年齢、職業、生活環境等の諸条件、その他の具体的な事情を考慮しているか

さらに、障害者総合支援法の基本理念からすると、社会参加の機会の確保や、地域社会との共存が重視されていることころ、審査請求人は、口頭意見陳述で次のように述べている。

- ・ 近所付き合いが大切だと思っていたので、電動車椅子を使って一人で街に出て、みんなに知ってもらおうと思ってやってきた。
- ・ 近所の方からお買い物を頼まれたり、私を信用してもらえたりするようになって、社会参加ができたなあと、私にはそれが大切なものだった。信用してもらえすることは、とてもうれしかった。
- ・ 震災時に、電動車椅子に乗って、仮設住宅の見回りや友達の安否確認をした。
- ・ 15年前から、仲間とヘルパーさんたちとのバンドを作って、ボランティア活動を行っている。

このように、電動車椅子が審査請求人の社会参加の確保、地域社会との共存に極めて重要な道具であったといえる。

以上のとおり、電動車椅子が、審査請求人の身体の一部と同視できることや、審査請求人の社会参加の機会確保等のために重要であることからすれば、審査請求人本人からの聞き取りのみならず、電動車椅子を安全に走行できる能力があるのか否かの判断のために、試乗テスト、生活状況の確認、ヘルパーからの聞き取り、車椅

子走行に関しての医師の意見の確認等の調査等、できることは多々あったと思われる。

しかしながら、処分庁が、意見を聞いた更生相談所は、形式的な書面審査をするのみで、不支給の意見とする判定結果としている。

かかる判定結果をもとにして行われた処分庁の処分は、支給についての考慮事項を適切に調査せず、また、適切に考慮しないことにより、障害者総合支援法の趣旨目的に反し、支給要否決定の裁量権を逸脱したものといえ、違法である。

2 結論

以上のとおり、本件処分は、障害者総合支援法第76条第1項に違反し、違法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年5月23日

審査庁 尼崎市長 松本 眞